

第4回動物園条例検討部会

令和2年5月18日（月）9:30～
札幌市円山動物園（web会議）

議事次第

1. 開会

2. 議事

（1）情報提供

① 動物園を支える仕組みの必要性について

帝京科学大学生命環境学部アニマルサイエンス学科 講師 佐渡友 陽一氏

② 動物福祉について

日本大学生物資源科学部 特任教授 村田 浩一氏

（2）条例内容案 前文、第1章総則、第2章動物園水族館の意見交換

（目的、定義、基本理念、基本原則、責務、実施事業、動物福祉への配慮、
危機管理体制の整備、施設の整備等、関係機関等との連携、情報共有）

（3）条例内容案 第3章円山動物園の意見交換

（運営方針等、動物福祉の向上、職員、人材育成、市民動物園会議）

3. 閉会

配布資料

資料1 情報提供① 資料「動物園を支える仕組みの必要性について」

資料2 情報提供② 資料「アニマルウェルフェアとは？」

資料3 条例に盛り込む内容案及び検討ポイント（前回事務局案との比較表）

第4回動物園条例検討部会 出席者名簿

検討委員

◎委員長 ○副委員長

カネコ マサミ ◎金子 正美	酪農学園大学農食環境学群環境共生学類 教授
イセ フヤ ○伊勢 伸哉	小樽水族館 館長 公益社団法人日本動物園水族館協会 副会長
クロトリ ヒデシ 黒鳥 英俊	認定NPO法人ボルネオ保全トラストジャパン 理事
コスゲ マサオ 小菅 正夫	札幌市環境局 参与
トオイ アキコ 遠井 朗子	酪農学園大学農食環境学群環境共生学類 教授
フクイ ダイスケ 福井 大祐	岩手大学農学部共同獣医学科 准教授 一般社団法人 未来を創るどうぶつ医師団 理事長
モロサカ サトシ 諸坂 佐利	神奈川大学法学部 准教授
サトウ カオル 佐藤 香	市民委員
タツミ ケイコ 翼 佳子	市民委員

オブザーバー

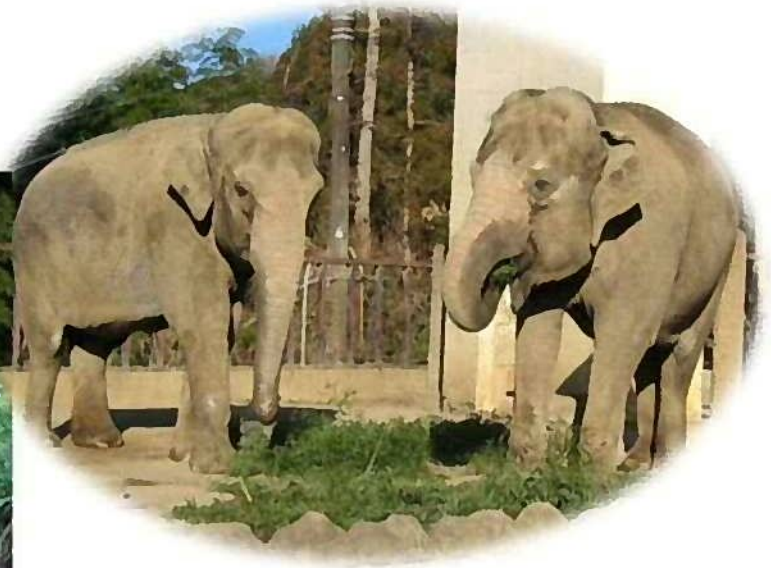
サド トモ ヨウイチ 佐渡友 陽一	帝京科学大学生命環境学部アニマルサイエンス学科 講師
ムラタ コウイチ 村田 浩一	日本大学生物資源科学部 特任教授

事務局(札幌市円山動物園)

加藤 修	札幌市環境局円山動物園長
佐々木 和規	札幌市環境局円山動物園経営管理課長
山本 秀明	札幌市環境局円山動物園飼育展示課長
森山 予志晃	札幌市環境局円山動物園経営管理課調整担当係長
須永 絵美	札幌市環境局円山動物園経営管理課

動物園を 支える仕組みの必要性

20200518@円山
(印刷用)



帝京科学大学
市民ZOOネットワーク代表理事
佐渡友 陽一

本日お伝えしたいこと

- ① 動物園は**市民**（地域）と**世界**（地球）をつなぐ**鍵**になりうる。
- ② **役所の不可能**を**寄付で可能にする****仕組みが必要**。

動物園導入時からの勘違い

- 3つの「世界初」の近代動物園

- ① 1752年 **ウィーン**（シェーンブルン動物園）
- ② 1793年 **パリ**（ジャルダン・デ・プラント）
- ③ 1828年 **ロンドン**（ロンドン動物園）

有志が出資した
非営利事業
(チャリティー)

- 日本がモデルとしたのは②のパリ方式

- **国立自然史博物館 附属動物園**

- 1862年 市川渡（幕府の遣欧使節団）

「**総て西洋各国にては、かくの如き禽獣園、
草木園、博物館等の場を官府に造り置き**」

- 1882年 上野に国立博物館 附属動物園を開設

すべて
国公立と
勘違い

動物園導入時からの勘違い

- 世界をリードした3大動物園

- ① 1828年 **ロンドン** (ロンドン動物園)
- ② 1844年 **ベルリン** (ベルリン動物園)
- ③ 1899年 **ニューヨーク** (ブロンクス動物園)

国が支援した
公益株式会社
※ 日本にはない
組織形態

市が依頼した
公益慈善団体
(パブリック・チャリティー)

- 国際動物園長連盟による「**真の動物園**」

- 科学的基礎に立って運営され、動物に関する教育機関であり、**決して営利事業であってはならない。**

ブランド

- 動物園 = “ 気高い ” 野生動物展示施設

- 気高くなければ“動物園”の仲間と認めない

戦前の動物園と収支

1934年（昭和9年）

上野動物園

収入

入園料等 224,816円

※ 入園者数

183万人

収入が経費の
164%

支出

人件費 34,860円 (25%)

エサ代 33,695円 (25%)

動物導入 3,552円 (3%)

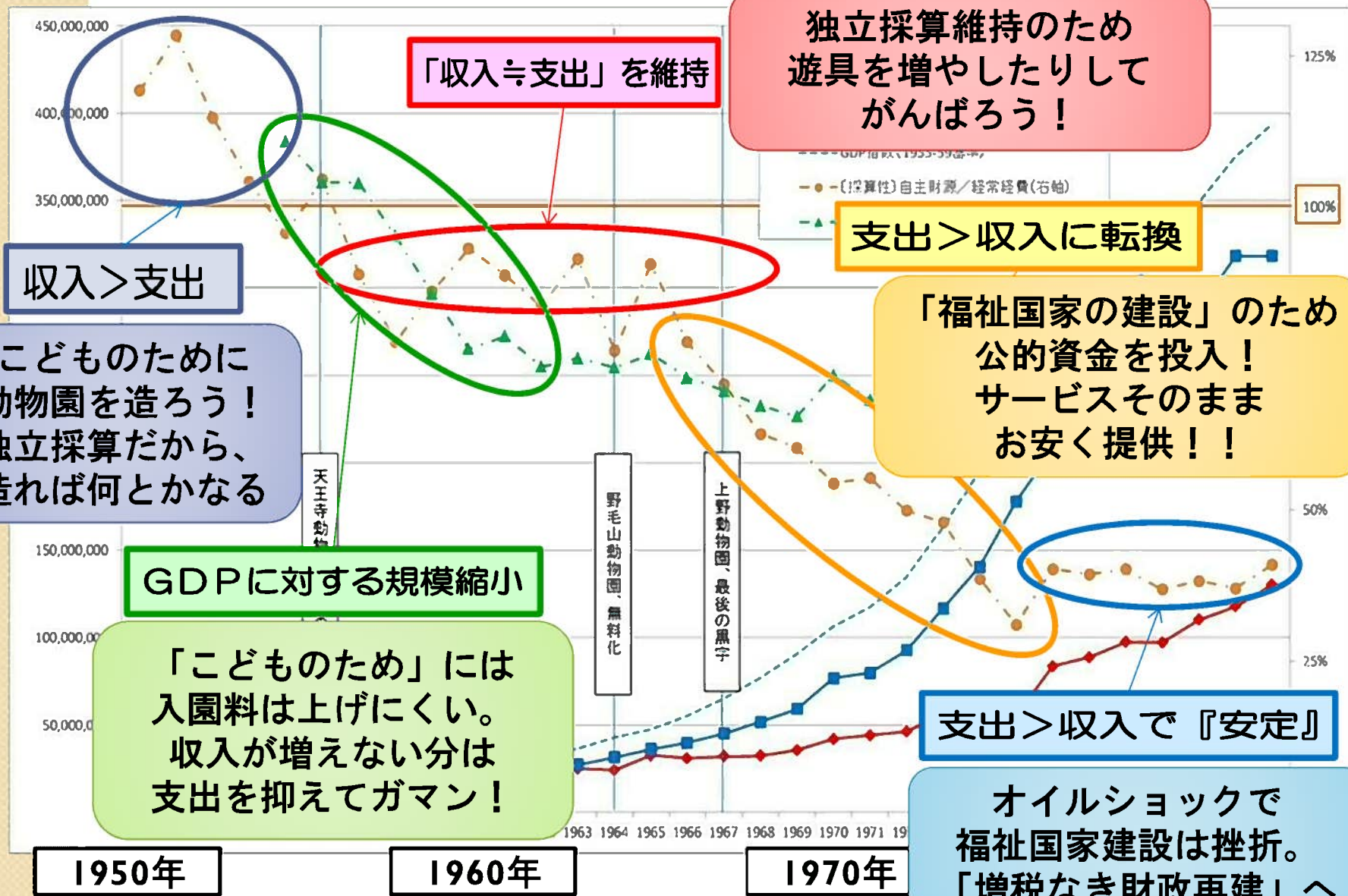
その他 64,579円※

計 136,683円

※ 上野公園管理費を含む

戦前の動物園は公園行政の財源だった

戦後の公立動物園（平均）



独立採算維持のため
遊具を増やしたりして
がんばろう！

「収入≒支出」を維持

支出 > 収入に転換

「福祉国家の建設」のため
公的資金を投入！
サービスそのまま
お安く提供！！

収入 > 支出

こどものために
動物園を造ろう！
独立採算だから、
造れば何とかなる

GDPに対する規模縮小

「こどものため」には
入園料は上げにくい。
収入が増えない分は
支出を抑えてガマン！

支出 > 収入で『安定』

オイルショックで
福祉国家建設は挫折。
「増税なき財政再建」へ

1950年

1960年

1970年

日本の動物園はとっても安い！

[入園料（5年程前）]

日本

公立動物園 無料～800円台

（中心は500円程度）

民営動物園 平均 1,440円

サファリ 平均 2,783円

米国

動物園 平均 1,800円程度

公立・民営で大差なし。主に1,050～3,700円

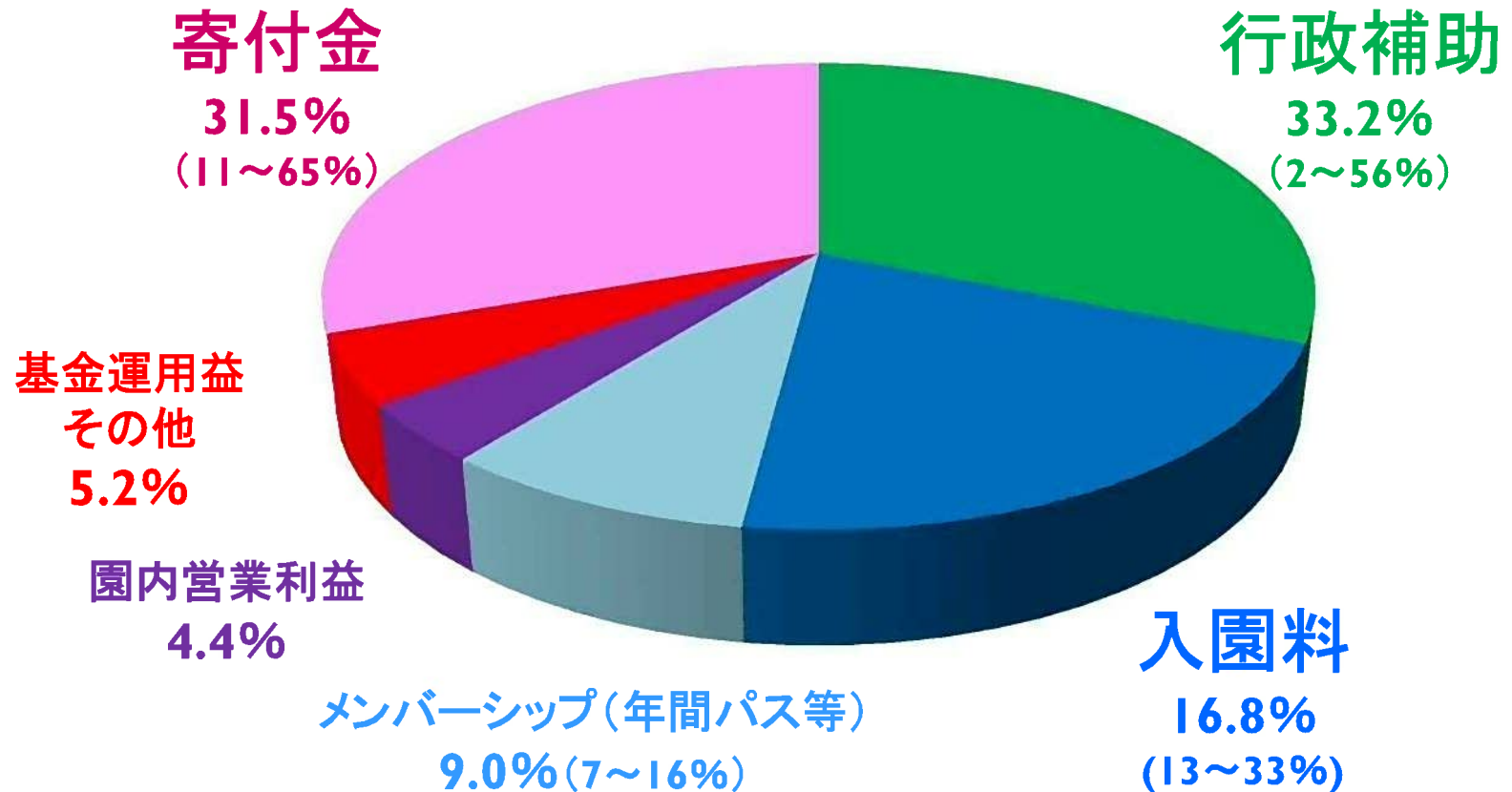
欧州

動物園 平均 2,400円程度

公立・民営で大差なし。主に1,350～3,100円

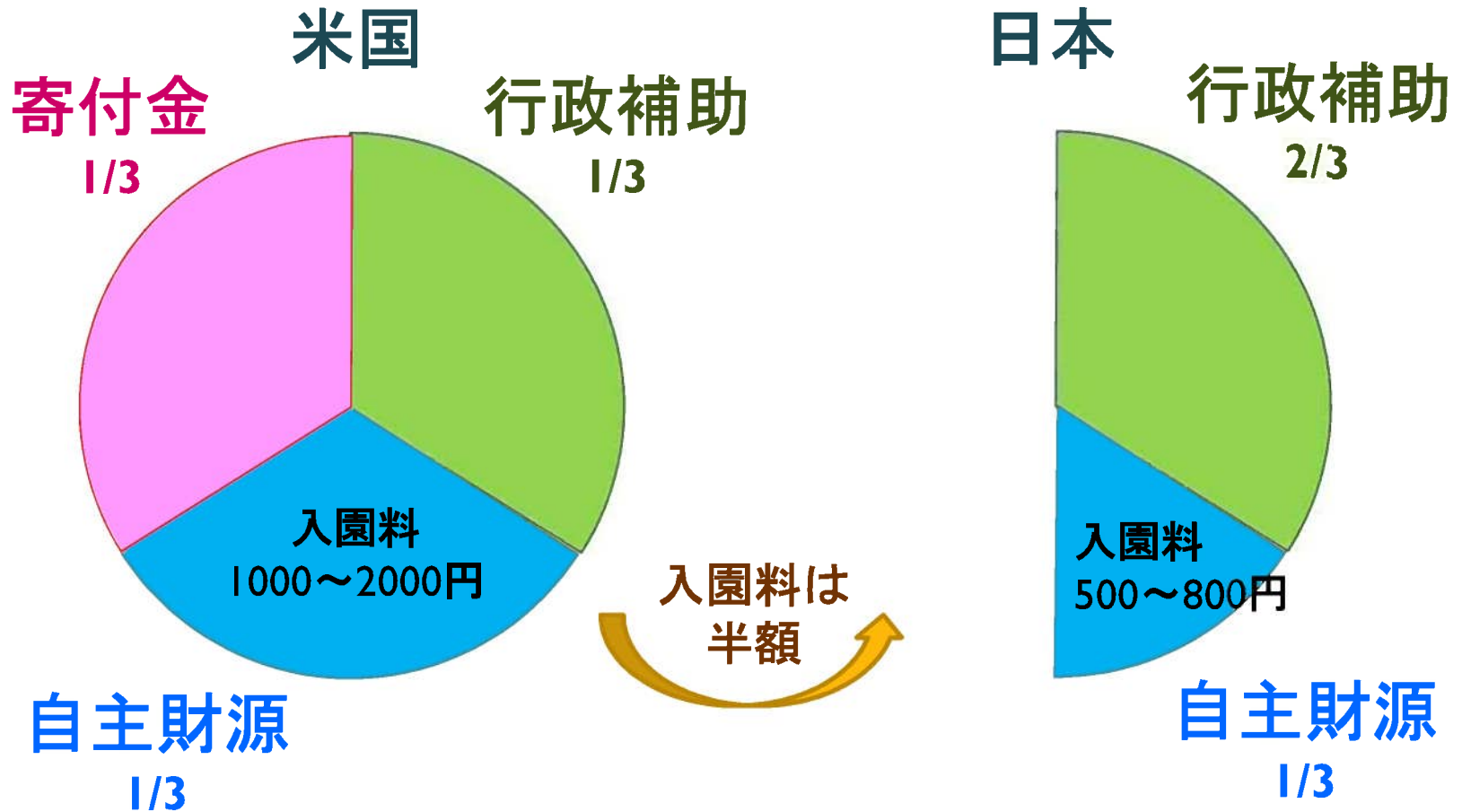
アメリカの動物園の収入構造

(7施設の平均)



自主財源・行政補助・寄付金が1/3ずつ

収入構造の日米比較



日本の動物園は、片肺呼吸？！

財源と使途と公益性

市場の役割

自発的意思に基づく価値の交換
= 自主財源



市場経済
の機能

市場の失敗

市場経済だけでは、
道路などの公共財は供給されない

政府の役割

税金を集めることで、公共財を提供



承認され
た公益

政府の失敗

適正手続きと官僚制の限界
大きな政府 vs 小さな政府

分かるんだけど、
お金がないんだよ

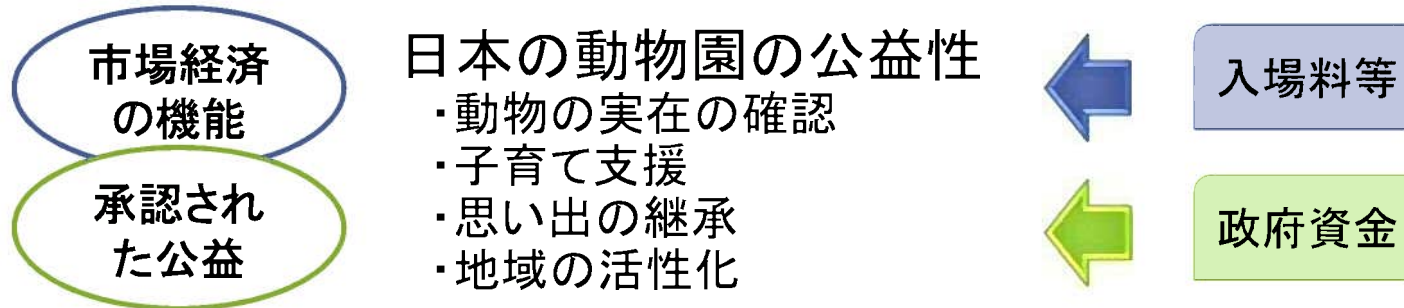
新しい公共

非政府・非営利セクター
善意の資金とファンドレイジング



未承認の
公益

動物園の存立基盤と財源



日米独自の動物園経営比較結果
(参考資料表3)

- ・日本の動物園は入場料が安く、1人あたり経費も小さい
⇒ 利用者から見て、「安かろう、悪かろう」
- ・経常経費は小さいが、自治体の経常補助は大きい
⇒ 自治体から見て、質の割に負担が重い
- ・飼育員の数が少なく、非正規化が進行
⇒ 動物園から見て、制度上、改善が困難

三者とも
不満足

自治体だけで動物園を良くするのは限界あり

動物園と保全

持続可能な開発

本来は野生にいる
動物を飼育展示

生態系サービスに依拠

人類の豊かな暮らしは
生物多様性に支えられている

生物多様性の危機に
いち早く気づく
文化的装置

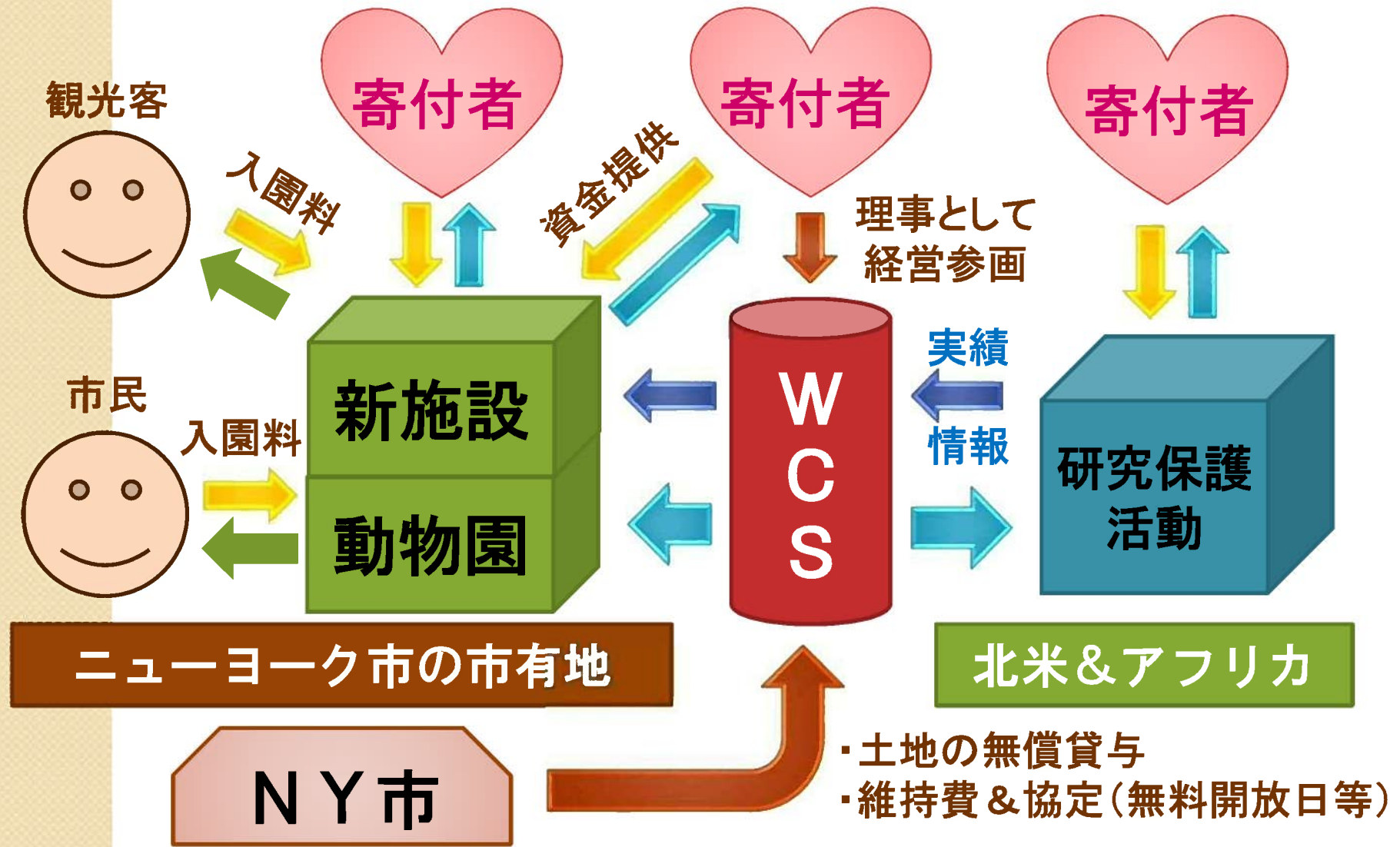
生物多様性危機に対する動物園は
毒ガスに対するカナリア
= もっとも敏感で、発信力がある

他の人が気づいていない
危機を周知すべき！

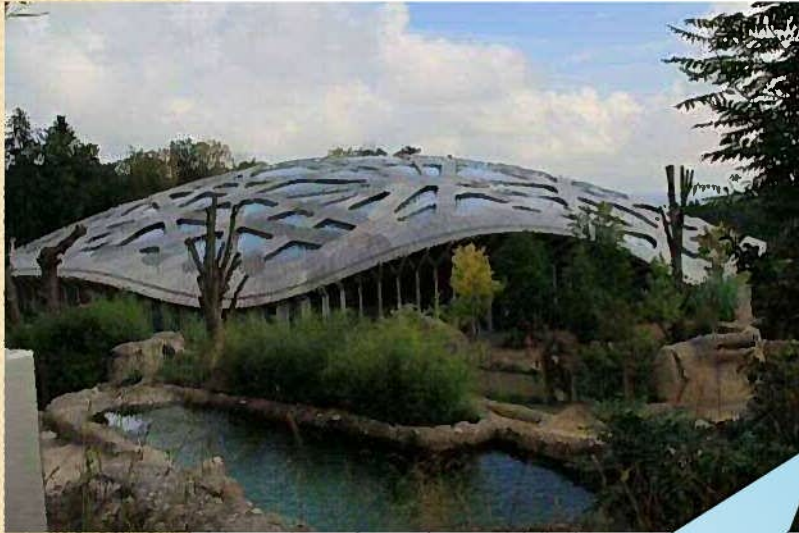
未承認の
公益の訴求！

世界動物園水族館
保全戦略

世界をリードする動物園の経営



世界をリードする動物園の経営



チューリッヒ動物園
(スイス/公益株式会社)

自治体の補助金は**保全**や**研究**に
使えないので、**寄付金**だけで
やっている

by アレックス・リューベル園長

自治体の**税金**は
地域住民に還元すべき

ヨーロッパの**友の会**は
寄付を集める団体

ファンドレイジング担当は
教育&マーケティング部門

動物園とファンドレイジング

未承認の
公益

- ・地球規模での
生物多様性保全
- ・動物福祉の追求

善意の資金

寄付等

ファンドレイジング

- ・人々に社会課題の解決に参加してもらうプロセス
- ・共感をマネジメントしながら組織を成長させる力

生物多様性危機を訴え、
寄付等による解決への参加を促すことは、
動物園が本来行うべき教育的活動

動物園とファンドレイジング

- 利用者負担、自治体負担、善意の資金の使途
 - 経常経費 = 利用者負担 + 自治体負担
 - 投資的経費 = 自治体負担 + 善意の資金
 - 保全 & 研究 = 善意の資金



「善意の資金」を消すと日本の現状

- ファンドレイジングのキーワード
 - 「子供のため」... 次世代への贈与、寄付者の生きた証
 - 「動物のため」... 保全、動物福祉（施設含む）



自治体負担だけでは不可能なことが
人々の気持ち & 寄付で可能に

日本におけるファンドレイジング

日本は寄付文化が無いと言われていたが...

- 2009年 **日本ファンドレイジング協会**設立
- 2011年 **寄附税制改正**
 - 米国よりも手厚い**税額控除**
 - 東日本大震災もあって「**寄付元年**」と呼ばれる
 - さらに**ふるさと納税**も

「福祉国家」から「**福祉社会**」へ

人々の「共感」から生まれる
善意の資金で暮らしやすい社会を

円山動物園の寄付募集

このおかげで
何ができたのか
目に見える形に

- 2007年度より寄付金募集を強化。
年間1,000万円と数百件の餌の寄贈あり
- 2015年 **さっぽろ円山動物園サポートクラブ**
 - 「動物たちがより幸せに暮らせるため」に寄付募集
 - 初回「チンパンジーの遊ぶ遊具」60万円達成
 - 2回「シンリンオオカミの植樹」130万円達成
 - 第3回・第4回 各10万円達成
 - 第5回 30万円達成
 - 第6回 21万円達成
 - 第7回 48万円達成
 - 第8回 61万円達成
 - 第9回 61万円達成
 - 第10回 30万円達成
- 「**寄付のご案内**」や年度ごとの一覧など
すべて**ホームページ上に報告**

目的と金額を明示して
寄付を集めるキャンペーン型
として先進事例の1つ

目標金額が低い！
2～3桁上げて、
蓄積して集中投資を

とてもしっかり
しているが、
あくまで年度単位

寄付の事例（横浜）

展示場内の
切り株のかくれがは、
アニマルペアレントによる
寄付金で設置しました。



寄付の事例（横浜）

この「インドライオン展示場
ガラスビュー及び周辺園路」は、
旭区の故 山内 信 様から
いただいた寄付金により整備
しました。

平成23年3月



寄付の事例（旭山）

この「第2こども牧場」は本市豊里出身の中村正則さん(1925-2005)から御寄附いただいた1億円の1部を充てて建設しました。

中村さんは小学校を卒業後、大変な苦労と努力を重ね、物産販売事業を拡大し、成功を収められました。

中村さんは亡くなる直前「私のようなものでも一生懸命努力をすれば、社会に貢献することができる。次代をになう子供たちにこのメッセージを残してほしい。」とおっしゃっていました。



寄付の事例（京都）



この施設は本市のために
役立てていただければという
松本正子氏の遺贈により
整備されたものです

**施設整備費
（3億円）の
ほぼ全額が寄付**

ドナーピラミッド

重要なのは
顔の見える人間関係
(ソーシャル・キャピタル)

死して
動物園に
名を遺す

ファンドレイジングは
人間関係づくり
だから教育と親和性が高い

遺贈

米国なら
理事

大口寄付者

「寄付」という行動は
教育の成果であり
時間のない人にもできる

動物園を
全面支援

プロジェク
トに反応

定期的寄付者

会員資格
更新

リピート寄付者 & 会員

日本の動物園水族館が
やってこなかったのは
こういうこと

友の会
入会

初回寄付者 & 新規会員

来園者は
この段階

潜在的寄付者

動物園を支える仕組みの必要性

- ① 動物園は国公立だと勘違いした
 - 非営利（チャリティー）であることが重要だった

- ② 公営の営利事業から、福祉政策への転換
 - 入園料を安くした分、税金で穴埋め。レベルアップなし

- ③ 安い入園料と税金だけで、財源不足
 - 利用者、自治体、動物園の3者ともに不満足な状態

- ④ 保全と動物福祉を軸にファンドレイジング
 - 動物園が本来行うべき教育的活動

- ⑤ 日本でもファンドレイジングは進んでいる
 - 顔の見える人間関係をつくり、目標を明示し、寄付は蓄積して使う

結 論

- ① 動物園は**市民**（地域）と
世界（地球）をつなぐ**鍵**になりうる。
- ② 役所の不可能を
寄付で可能にする仕組みが必要。
 - ※ 顔の見える人間関係をつくり、
目標を明示し、寄付は蓄積して使う。

教育とファンドレイジングは表裏一体
保全&動物福祉の推進にも有意義

参考（SWOT分析）

【強み】

- ① 環境教育とファンドレイジングの親和性
- ② 動物のもつ生きたストーリー
- ③ 「子供のため」＝「次世代のため」

【弱み】 役所の限界 = アドボケイターたりうるか

- ① ファンドレイザーの雇用方法
- ② 海外の生息地保全とのつながり
- ③ 札幌市には動物園のための基金がない

【機会】 2011年の寄付税制改革、ふるさと納税

【脅威】 多くのNPOや自治体との争奪戦

【参考資料】日米独自の動物園経営比較

科学研究報告書『日米独自の動物園経営組織に関する研究』より
 (本学学術リポジトリにて全文公開済)

佐渡友陽一 (帝京科学大学)

表1 ヒアリング対象施設の経営方式、土地等所有者、経費、歳入等

動物園名	経営方式	経営方式の切替年	以前の経営方式	土地の所有者	借地料の有無	建物の所有者	動物の所有者	入園料(円)	正規の飼育員(人)	年間入園者数(万人)	年間経費(億円)	人件費(億円)	減価償却(億円)	入園料収入(億円)	行政補助(億円)	否			意思決定機関	行政の関与	現園長の在職年数	前園長の在職年数	寄付収入(億円)	多い寄付の種類	寄付への免税措置	資金調達経費(億円)		
																国外での保全研究	施設建設	施設修繕										
メイン語圏	チューリッヒ動物園	公益株式会社	1999	非営利法人(協会)	法人	法人	法人	2700	64	150	26	15	×3)	17	7.0	○	○	○	×	取締役会	投票権あり	25	17	22	遺贈	○		
	ドゥイスブルク動物園	公益株式会社	1959	非営利法人(友の会)	市	有	法人	法人	1900	45	100	12	6.2	1.0	回答なし	3.0				取締役会	投票権あり	10	13	0.40~	建設	○		
	ケルン動物園	公益株式会社		変更なし	市	無	法人	法人	2200	90	170	21	9.3	1.7	8.1	4.0+臨時				取締役会	投票権あり	25	25	1.2	建設	○		
	ハノーファー動物園	市立有限会社	1994	市直営	市	無	法人	法人	2900	35	120	33	14	4.0	18	臨時	×	×	○	×	役員会	投票権あり	3	回答なし	0.58	遺贈	○	
	シェーンブルン動物園	国立有限会社	1991	国直営(科学経済省)	国	有	国	法人	2100	73	250	23	11	2.6	18	臨時	×	×	○	×	役員会	投票権あり	10	16	1.6	建設	×	
	ヴィルヘルム動物園	州直営(財務省)		変更なし	州		州	州	1800	100	240	24	情報なし	2.0	17	6.2+臨時	○	○	○	×	州(財務省)	直営	3	23	1.8~	建設	○	
	ニュルンベルク動物園	市直営		変更なし	市		市	市	1600	58	110	15	情報なし	回答なし	11	4.0+臨時				市長と市議会	直営	11	15	0.12	遺贈	○		
米園	ヘンリーダーラー動物園	公益慈善団体	1952	市直営	市	無	法人	法人	2000	105	170	56	18	8.2	9.2+7.2	1.8	○	○	×	×	理事会	出席のみ	7	42	89	建設	○	1.1
	カンザスシティ動物園	公益慈善団体	2002	市直営	市	無	市	法人	1500	60	90	25	9.8	×3)	3.8+2.0	13				理事会	投票権あり	14	11	2.4	建設	○	0.62	
	ブランクパーク動物園	公益慈善団体	2003	市直営	市	無	法人	法人	1400	25	46	6.7	3.5	0.70	1.6+0.89	0.30	○	○	×	×	理事会	投票権あり	6	4	1.6	建設	○	0.27
	ブルックフィールド動物園	公益慈善団体		変更なし	郡	無	郡	法人	1900	89	220	78	42	8.7	28+12	20				(回答なし)	理事会	出席のみ	12	33	16	建設	○	3.2
	リンカーンパーク動物園	公益慈善団体	1995	特別区直営	特別区	無	特別区	法人	無料	67	300	38	17	×3)	0+1.4	5.9	○	○	×	×	理事会	なし	24	30	23	建設	○	2.7
	セントルイス動物園	特別区直営		変更なし	特別区		特別区	特別区	無料	110	320	64	33	11	0+4.5	22	○	○	○	×	評議会	委員を選任	14	20	18	建設	○	1.6
	ブロンクス動物園(野生生物保全協会)	公益慈善団体		変更なし	市	無	市	法人	2100	110	200	270	106	19	36+15	29+臨時	○	○	○	×	理事会	投票権あり	16	30	70	保全	○	10

※ 1) 米国の動物園は、入園料収入の下にメンバーシップ収入を二段書きとした。

※ 2) ブロンクス動物園の経理は、野生生物保全協会全体の金額である。

表2 ヒアリング対象施設の入園料と一日パス料金、別料金サービス等

動物園名	入園料(円)	一日パス(円)	一日パスと入園料の差額	別料金サービス										有料イルカ飼育	無料イルカ飼育	左記以外の動物ショー	含む家畜(ヤギ等)ふれあい	昆虫展示施設	
				動物ショー	子供動物園	その他の動物展示施設	エイふれあい	キリン餌やり	インコ餌やり	乗馬、キャメルライド	家畜(ヤギ等)餌やり	シアター(IMAX等)	メリーゴーランド						豆汽車・モノレール
	a	b	b-a																
ドイツ語圏	チューリッヒ動物園	2700	-	-															
	ドイツブルク動物園	1900	-	-															
	ケルン動物園	2200	-	-															
	ハノーファー動物園	2900	-	-															
	シェーンブルン動物園	2100	-	-															
	ヴィルヘルム動物園	1800	-	-															
	ニュルンベルク動物園	1600	-	-															
ドイツ語圏平均	1780		1360																
米国	ヘンリードリー動物園	2000	3900	1900															
	カンザスシティ動物園	1500	2600	1100															
	ブランクパーク動物園	1400	2300	900															
	ブルックフィールド動物園	1900	-	-															
	リンカーンパーク動物園	無料	-	-															
	セントルイス動物園	無料	1400	1400															
	ブロンクス動物園	2100	3600	1500															

- ※ 1) バードショーなど時間を告知して実施するもの
- ※ 2) 主目的が異なる施設での展示(ペンギン館でのクラゲ展示等)は「△」とした。
- ※ 3) ブロンクス動物園のゾウは、現在いる個体が死亡次第、中止となるので「△」とした。

表3 ヒアリング対象園と日本の主要動物園の年間入園者数、収支、飼育員数など

動物園名	年間入園者数(万人)	経常経費(億円)	人件費(億円)	入園者あたりの経費	人件費比率	一日パス、入園料(円)	入園料収入(億円)	入園料収入/経常経費	経常補助(億円)	経常補助/経常経費	正規の飼育員(人)	パート飼育員(人)	入園者あたり正規飼育員	入園者あたり飼育員計	
															※1
	a	b	c	b/a	c/b		d	d/b	e	e/b	f	g	f/a	(f+g)/a	
ドイツ語圏	チューリッヒ動物園	150	26	15	17	58%	2700	17	64%	7.0	27%	64	0	0.43	0.43
	ドイツブルク動物園	100	11	6.2	11	56%	1900			3.0	27%	45	0	0.45	0.45
	ケルン動物園	170	19	9.3	11	48%	2200	8.1	42%	4.0	21%	90	3	0.53	0.55
	ハノーファー動物園	120	29	14	25	47%	2900	18	60%	0	0%	35	5	0.29	0.33
	シェーンブルン動物園	250	20	11	8.2	54%	2100	18	87%	0	0%	73	12	0.29	0.34
	ヴィルヘルム動物園	240	22		9.2		1800	17	76%	6.2	28%	100	0	0.42	0.42
	ニュルンベルク動物園	110	15		14		1600	11	71%	4.0	27%	58	0	0.53	0.53
ドイツ語圏平均	163	20	11	13	53%	2200	15	71%	3.5	17%	66	3.3	0.41	0.43	
米国	ヘンリードリー動物園	170	48	18	28	38%	3900	16.1	34%	1.8	4%	105	0	0.62	0.62
	カンザスシティ動物園	90	17	9.8	19	58%	2600	5.8	35%	13	77%	60	0	0.67	0.67
	ブランクパーク動物園	46	6.0	3.5	13	58%	2300	2.5	42%	0.30	5%	25	3	0.54	0.61
	ブルックフィールド動物園	220	69	42	32	61%	1900	40	58%	20	29%	89	0	0.40	0.40
	リンカーンパーク動物園	300	32	17	11	54%	0	1.4	4%	5.9	19%	67	3	0.22	0.23
	セントルイス動物園	320	53	33	17	62%	1400	4.5	8%	22	42%	110	0	0.34	0.34
	米国平均	191	37	21	20	55%	2000	12	31%	11	28%	76	1.0	0.40	0.40
両地域平均	176	28	16	16	54%	2100	13	47%	6.7	24%	71	2.2	0.40	0.42	
日本	旭山動物園	152	10	3.4	6.4	35%	820	9.9	102%	0	0%	19	13	0.13	0.21
	上野動物園	397	18	7.6	4.5	42%	600	11	61%	6.9	39%	56	18	0.14	0.19
	多摩動物公園	106	16	7.3	15	46%	600	2.7	17%	13	83%	65	14	0.61	0.75
	東山動物園	258	21	9.3	8.3	43%	500	5.8	27%	14	65%	62	1	0.24	0.24
	天王寺動物園	173	12	5.4	7.1	44%	500	4.8	39%	6.6	54%	38	2	0.22	0.23
	福岡市動物園	93	8	3.4	8	45%	400	1.5	20%	5.4	72%	22	3	0.24	0.27
	日本平均	197	14	6.1	7.2	43%	570	6.0	42%	7.7	54%	44	8.5	0.22	0.27
日本平均/両地域平均	1.1	0.50	0.37	0.45	0.79	0.27	0.45	0.91	1.1	2.3	0.62	3.9	0.55	0.64	

- ※ 1) 経常経費には減価償却費を含まない。
- ※ 2) 入園料収入には一日パスやメンバーシップの収入を含む。
- ※ 3) 日本の動物園については、経常経費から入園料や駐車料などの自主財源を差し引いた金額とした。
- ※ 4) パート飼育員(part-time keeper)には季節飼育員(seasonal keeper)を含まない。

アニマルウェルフェアとは？ OIEの定義から考える

日本大学生物資源科学部/よこはま動物園ズーラシア
村田浩一

OIE (国際動物保健機構)

 **WORLD ORGANISATION FOR ANIMAL HEALTH**
Protecting animals. preserving our future

Font size: - AAA + Language: Français English Español
Keywords Search + Advanced search

Home | About us | Scientific expertise | Solidarity | Animal health in the World | Standard Setting

Home > About Animal welfare

Animal welfare

- ▼ About Animal welfare
 - > OIE Global Strategy for Animal Welfare
 - > OIE standards on animal welfare
 - > Capacity building and Education
 - > Communication with stakeholders
 - > Implementation of animal welfare standards and policies
 - > Multimedia resources

Animal welfare



[What is animal welfare?](#) | [OIE Global Strategy](#) | [Multimedia resources](#)

What is animal welfare?

Animal welfare is a complex and multi-faceted subject with scientific, ethical, economic, cultural, social, religious and political dimensions. It is attracting growing interest from civil society and is one of the priorities of the OIE. The OIE, at the request of its Member Countries, is the international organisation responsible for setting standards on this topic. [Find out more here.](#)

The OIE [Global Animal Welfare Strategy](#) was developed from lessons learned from actions taken at national and regional level and aims to be a source of ongoing guidance for the OIE's activities in this area. Adopted in 2017 by all Member Countries, it was developed with the objective of achieving: "A world where the welfare of animals is respected, promoted and advanced, in ways that complement the pursuit of animal health, human well-being, socio-economic development and environmental sustainability".

The strategy focuses on the development of international standards on animal welfare, in consultation with Member Countries and key international stakeholders; developing the capacity of Veterinary Services; improving communication with governments and raising awareness around the issue; and, finally, supporting Member Countries in the implementation of these standards.



© OIE / J. Baccar

<https://www.oie.int/en/animal-welfare/animal-welfare-at-a-glance/>

動物福祉に対する提言

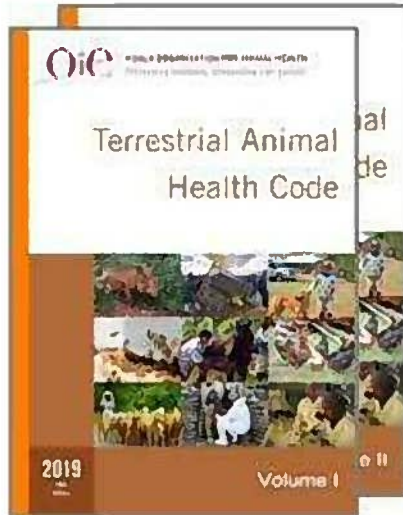
アニマルウェルフェア（動物福祉）とは？

動物福祉は、科学的、倫理的、経済的、文化的、社会的、宗教的、政治的な側面を持つ複雑で多面的なテーマです。市民社会からの関心が高まっており、OIEの優先課題の一つとなっています。OIEは、加盟国の要請を受けて、このテーマに関する基準を設定する責任を負う国際機関です。

OIE世界動物福祉戦略は、国や地域レベルでの行動から得られた教訓をもとに策定されたもので、この分野におけるOIEの活動の継続的な指針となることを目的としています。2017年にすべての加盟国で採択されたこの戦略は、以下の目標を達成するために策定されました。「動物の健康、人間の幸福、社会経済的発展、環境の持続可能性の追求を補完する形で、動物の福祉が尊重され、促進され、発展する世界」を目指しています。

この戦略は、加盟国や主要な国際的な利害関係者との協議を通じた動物福祉に関する国際基準の策定、獣医療機関の能力開発、政府とのコミュニケーションの改善と問題に関する意識の向上、そして最後に、これらの基準の実施において加盟国を支援することに焦点を当てています。

OIEによる動物福祉の定義



Terrestrial Animal Health Code
陸生動物衛生規約
OIE; 28th Ed., Vol. I & II, 2019

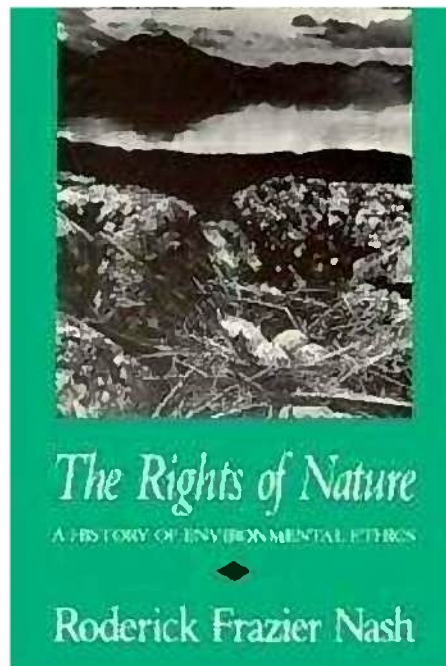
動物福祉とは、動物（個体）の生死の様相に対する身体的および心的な状態を意味する。

動物が良い動物福祉を経験している、つまり健康で、快適で、栄養が十分であるか否かは、痛みや恐怖、苦痛などの不快な状態にないこと、その身体的かつ心的な状態を行動で表現できることが重要である。

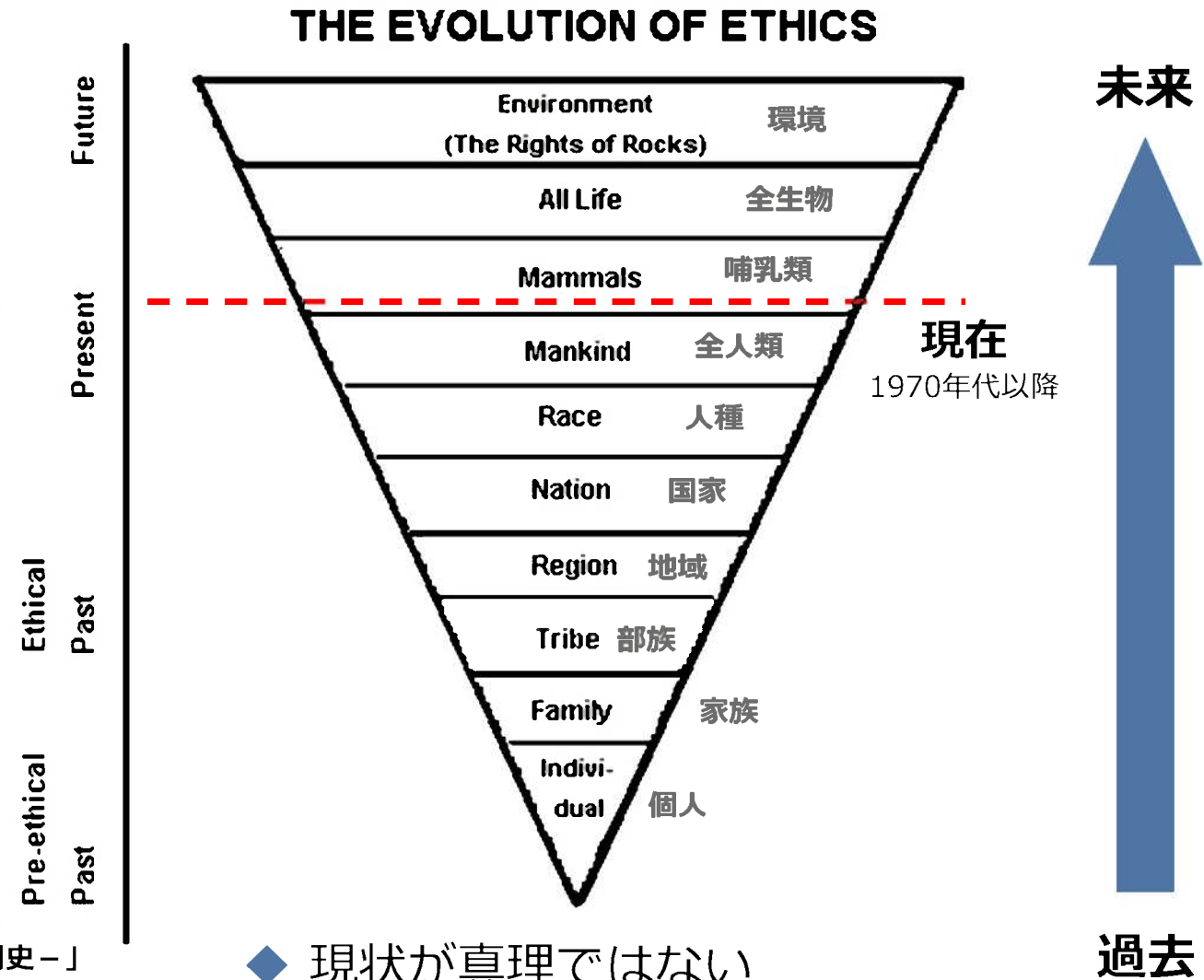
動物福祉には、病気の予防と適切な獣医学的ケア、シェルター、管理、栄養、活気的で安全な環境、人道的な取り扱い、人道的な屠殺や致死的処置が求められる。

さらに動物福祉は、アニマルケア、アニマルハズバンドリー、人道的扱いなどの他の用語でカバーされる動物の状態を示すものである。


倫理の進化



「自然の権利 - 環境倫理の文明史 -」
(R. F. ナッシュ, 1990) より
"The Rights of Nature - A History of Environmental
Ethics-" by Roderick Frazier Nash, 1990



野生動物衛生ワーキンググループ

 **WORLD ORGANISATION FOR ANIMAL HEALTH**
Protecting animals, preserving our future

Foot size: - AA + Language: | Français **English** Español

Keywords: + Advanced search

Home | About us | Scientific expertise | Solidarity | Animal health in the World | **Standard Setting**

Home > Standard Setting > Specialists commissions & working & ad hoc Groups > Working Groups & Reports

Working Group on Wildlife

Overview

Founded in 1994, this Working Group informs and advises the OIE on all health problems relating to wild animals, whether in the wild or in captivity. It has prepared recommendations and oversees numerous scientific publications on the surveillance and control of the most important specific wildlife diseases. The Working Group comprises world-leading scientific experts in their subject areas.

Terms of Reference

1. The Working Group reports to the OIE Director General who will transmit the report, or relevant parts of it, to the appropriate Specialist Commissions of OIE.
2. Maintain global perspective and foresight on wildlife health and biodiversity and their interface with animal health and veterinary public health, in particular:
 - a) wildlife health and disease issues of importance to the OIE, including emerging diseases, vector borne diseases and zoonosis;
 - b) invasive species of potential importance to the OIE through their impacts on biodiversity;
 - c) climate change impacts on animal health, wildlife health and biodiversity.
3. Assist the OIE Director General, the Scientific Commission and other OIE Specialist Commissions to assess risks and make risk management recommendations, including the development of OIE Standards and Guidelines, associated with wildlife health and biodiversity.
4. Assist OIE with training of OIE National Focal Points for Wildlife and other efforts to support Member Countries, especially in building or improving their capacity to meet OIE standards and obligations with respect to wildlife health and biodiversity and their interface with animal health and veterinary public health.
5. Assist the OIE to receive, record, and interpret information on wildlife disease, including emerging diseases, vector borne diseases, zoonosis and invasive species occurrence from official sources through WAHIS, and support an international network to provide information from non-official sources.
6. Address specific issues referred to the Working Group by the OIE Director General, which may include matters recommended by Specialist Commissions, Members or the OIE itself.
7. Assist the OIE to communicate and disseminate information about wildlife health and biodiversity and represent OIE as requested.
8. Assist OIE to incorporate wildlife health and biodiversity issues of importance to the OIE appropriately in its educational and scientific programs and publications.
9. Assist OIE in supporting the activities of Collaborating Centres on wildlife health and biodiversity.
10. Support the OIE in its interactions and collaborations with international organisations working on the animal, human and environmental health interface, and with the wider stakeholder community engaged on these issues.

Mode of Operation for the Working Group on Wildlife

1. The Working Group normally will hold annually one face-to-face mid-year meeting in Paris.
2. The Working Group will meet by teleconference two or more times each year. These teleconferences are open to representatives of the Programmes Department or other relevant Departments of the OIE.
3. The Working Group might use a secured Internet forum, when available, to manage discussion, document reviews and related matters and through which OIE personnel also can access output from the Working Group's activities.
4. The Working Group President will maintain additional regular communication with the OIE Programmes Department, and the OIE World Animal Health Information and Analysis Department as appropriate.
5. The Working Group will revise its work plan annually.
6. The operating language of the Working Group will be English.






Standard Setting

- > Overview
- > Terrestrial Code
- > Terrestrial Manual
- > Aquatic Code
- > Aquatic Manual
- > Specialists commissions & working & ad hoc Groups
- > Code Commission & reports
- > Scientific Commission & reports
- > Laboratories Commission & reports
- > Aquatic Animals Commission & reports
- > Working Groups & Reports
- > Ad hoc Groups & Reports

Working Group on Wildlife

- + Meeting Reports
- + Member's details
- + Links
- + WAHIS-Wild Interface
- OIE Global Conference on Wildlife Animal - Health and Biodiversity Paris (France) 23-25 February 2011
- + Recommendations
- + Presentations
- + Compendium

Standard Setting

- > WAHIS Interface 
- > Online bookshop 
- > For the media 
- > OIE world conferences 
- > Documentary database 

動物の定義

		人為選択による表現形の変異 (Phenotype selected by humans)	
		有 (YES)	無 (NO)
人間の監督下および管理 下にある動物 (Animals live under human supervision or control)	有 (YES)	家畜 (a) (Domestic animals)	飼育下の野生動物 (c) (Captive wild animals)
	無 (NO)	野生化した家畜 (b) (Feral domestic animals)	本来の野生動物 (d) (Wild animals)

OIE Working Group on Wildlife Diseases
(1999)

動物園動物は、飼育下の野生動物に含まれる

“Wildlife” = (c) + (d) (+b)

個人的に重要だと思う2点

1. 用語の定義を明確にすること

- a. 議論する場合において、言葉の意味がお互いに共有されていないならば、間違いや誤解が生じる
- b. 用語の根拠が必要

2. 情緒的ではなく科学的な内容にすること

- a. 市民的感情や文化的および社会的背景も大切であるが、国際的議論の中では議論のすれ違いの原因となる
- b. 世界的な評価を受けるためには、唯一、共通の基盤である科学（サイエンス）が求められる

条例に盛り込む内容案及び検討ポイント（前回条例案との比較表）

条例の項目		第3回 条例検討部会	第4回 条例検討部会 (<u>下線</u> ：前回案から変更した部分)	検討ポイント (◎：特に審議が必要な点)
前文	前文	(全体の条例内容を検討したあと、盛り込むべき内容を整理する。)	(全体の条例内容を検討したあと、盛り込むべき内容を整理する。)	(記載内容への主な意見) ・条例制定の意義 ・動物福祉の考え方やその必要性 ・円山を主軸に他の動物園のボトムアップを図る意図 ・「人と動物の健康及び地球の健全性の基盤となる生物多様性の保全」といったワンヘルスの要素 ・生物多様性の保全が公益の活動であること ・生物多様性保全の活動は公益性のある活動であること
第1章 総則	目的	この条例は、動物園等の活動に関し、基本理念及び基本原則を明らかにするとともに、市、市民及び事業者の責務を定め、動物園等の生物多様性の保全活動に市、市民及び事業者が協働し、もって自然と人が共生する持続可能な社会の実現に寄与することを目的とする。	案1) この条例は、動物園等が生物多様性の保全において重要な役割を有していることを認め、動物園等の活動に関する基本理念及び基本原則を明らかにするとともに、 <u>かけがえのない野生動物を将来世代に受け継ぐために、市、市民及び事業者が協働し、もって自然と人が共生する持続可能な社会の実現に寄与することを目的とする。</u> 案2) この条例は、動物園等が生物多様性の保全において重要な役割を有していることを認め、動物園等の活動に関する基本理念及び基本原則を定めるものとする。 <u>また、市、市民及び事業者が協働し、もって自然と人が共生する持続可能な社会の実現を図り、現在及び将来世代のために野生動物の保全に寄与することを目的とする。</u>	・目的は「生物多様性の保全」、「自然と人が共生する持続可能な社会の実現」であり、その結果として「野生動物が将来に受け継がれる」ことを目指す。 ・種の保存法の動物園等の責務に「動物園等が生物多様性の保全において重要な役割を有していること」が前提として記載されていることから、「重要な役割を有することを認め」を明文化。 ・市、市民、事業者の責務の記載は削除し、「協働」又は「力をあわせること」によって持続可能な社会の実現を目指すことを記載する。 ・動物園らしきを出し、時間的側面を付加するため、将来に向けた野生動物の保全に係わる表現を追記する。 ◎2文にわけべきか。「野生動物を将来に受け継ぐ」を前に書くか、後ろに書くか。
	基本理念	動物園の活動は、動物福祉に配慮することを根幹として、生物多様性の保全に貢献することを目的に行われなければならない。	動物園等の活動は生物多様性の保全を目的として行われなければならない、その活動においては、 <u>最善の科学的知見に基づいた良好な動物福祉が確保されなければならない。</u>	・条例の目的を生物多様性の保全とし、動物園の活動において動物福祉の向上は不可欠であることを基本理念として提示。 ・動物福祉は最善の科学的知見に基づき評価されるものである。 ・良好な動物福祉の確保は義務である。 ・最善の科学的知見に基づいた良好な動物福祉を確保するを英語にすると、 ensure good animal welfare based on the best scientific evidence ◎レクリエーションや情操教育は生物多様性の保全活動の中に含まれる取組と理解できるが、その要素が伝わりにくい、かつ大切な要素であるため、理念に特だしすべきとも考えられる。案文を確認後、再検討。《再調整中》
	定義 (動物)	1 この条例において「動物」とは、哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、魚類、昆虫その他多細胞生物をいう。ただし、植物や菌類を除く。	1 この条例において「動物」とは、哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、魚類、昆虫その他の <u>多細胞生物</u> をいう。ただし、植物や菌類を除く。	・希少種には限らない、家畜を含むという解釈は、解説に記載する。 ・「その他多細胞生物」は限定列挙した種以外の多細胞生物を指しているが、多細胞生物と哺乳類等の列挙した種が重複した表記となることから、「その他の…」とし哺乳類等を例示した表現に修正する。

条例の項目	第3回 条例検討部会	第4回 条例検討部会 (<u>下線</u> ：前回案から変更した部分)	検討ポイント (◎：特に審議が必要な点)													
(野生動物)		<p>2 この条例において「野生動物」とは、家畜化されていない動物をいい、自然生息地で生育した個体群並びに人の管理下で飼育及び繁殖した飼育下個体群を含む。</p>	<p><参考> 動物園の飼育動物は、赤枠の動物をさす。英語にする場合は、captive wild animalsを使用。 家畜化されている動物は青枠の動物をさす。家畜化されていない動物は緑枠。 本来の野生動物を飼育（捕獲）した時点で赤枠になる。 調査研究は、本来の野生動物（例えば円山動物園に照らすとシマリスやコウモリ、ニホンザリガニなど飼育してないもの）も対象とする。</p> <table border="1" data-bbox="2021 600 2858 842"> <tr> <td colspan="2" rowspan="2"></td> <td colspan="2">人為選択による表現型の変異</td> </tr> <tr> <td>有</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">人の管理</td> <td>有</td> <td>家畜 domestic animals</td> <td>飼育下の野生動物 captive wild animals</td> </tr> <tr> <td>無</td> <td>野生化した家畜 feral domestic animals</td> <td>本来の野生動物 wild animals</td> </tr> </table> <p>・国際的にも通用すること、種の保存法でも同様の意味で「野生動物植物」を用いていることから、野生動物という言葉で緑枠内の動物を指すと定義し、条例内で使うこととする。 ・野生化した家畜（ノネコ、ノイヌ）を含まないことは、解説に記載する。</p>			人為選択による表現型の変異		有	無	人の管理	有	家畜 domestic animals	飼育下の野生動物 captive wild animals	無	野生化した家畜 feral domestic animals	本来の野生動物 wild animals
		人為選択による表現型の変異														
		有	無													
人の管理	有	家畜 domestic animals	飼育下の野生動物 captive wild animals													
	無	野生化した家畜 feral domestic animals	本来の野生動物 wild animals													
(動物園水族館)	<p>2 この条例において「動物園水族館」とは、野生動物を飼育し、繁殖及び累代飼育を目指し、野生動物の生態及び習性を調査研究し、生息域内保全に取り組むとともに、市民に展示及び教育を通じて生物多様性の保全に関する多様な情報を提供する施設をいう。</p>	<p>3 この条例において「動物園水族館」（「動物園等」）とは、主に野生動物を飼育し、展示し、かつ繁殖及び累代飼育を目指すとともに、野生動物の保全に関する研究、教育及び啓発を通して生物多様性の保全に資する施設をいう。</p>	<p>・理想とする動物園をしっかりと定めるということを前提に定義を考える。 ・以下のことを定義に含む。 －野生動物を飼育し、展示する。《家畜の飼育場、研究施設との区別》 －ただ飼育していればよいのではなく、繁殖及び累代飼育を目指す。 －生物多様性の保全活動（研究、教育、生息域内・域外保全）を実施する。《エンターテイメント施設との区別》 ・読みやすい表現とするため、「野生動物の保全に関する研究、教育、啓発を通して」と表現。 ・動物園で取り組む種の保存は、主に野生種を対象とするが家畜種を否定するわけではないことは解説に記載。</p>													
(動物福祉)	(検討中)	<p>4 この条例において「動物福祉」とは、科学的指標を用いて判断する動物の精神及び身体の状態をいう。</p>	<p>・動物福祉は、栄養、環境、健康（獣医学的管理）、行動、精神の5つの領域の影響を受けて、良くも悪くもなるものであることを解説に記載する。 ・アニマルウェルフェアへの言及、同義として扱うことを解説に記載する。</p>													
(累代飼育)	<p>6 この条例において「累代飼育」とは、動物を何世代にも渡って繁殖し、飼育することをいう。</p>	<p>5 この条例において「累代飼育」とは、動物を3世代以上に渡って繁殖させ、かつ飼育することをいう。</p>	<p>・他施設との連携は不可欠な要素だが、条文へ都度記載するのは避け、「国内外の動物園等関係機関との連携」の項目への記載にとどめる。解説には記載する。</p>													
(再導入)		<p>6 この条例において「再導入」とは、ある生物が消滅した本来の生息域の範囲内において、意図的な移動および放出を行うことをいう。対象種の生存可能個体群を回復させることを目的としている。</p>	<p>・IUCN（国際自然保護連合）再導入とその他の保全的移植に関するガイドライン（環境省訳）より引用。</p>													

条例の項目	第3回 条例検討部会	第4回 条例検討部会 (下線：前回案から変更した部分)	検討ポイント (◎：特に審議が必要な点)
(生息域内保全)	4 この条例において「生息域内保全」とは、生態系及び自然の生息地を保全し、並びに存続可能な種の個体群を自然の生息環境において維持し及び回復することを言い、飼育種又は栽培種については、存続可能な種の個体群を当該飼育種又は栽培種が特有の性質を得た環境において維持し及び回復することをいう。	7 この条例において「生息域内保全」とは、生態系及び自然の生息地を保全し、並びに存続可能な種の個体群を自然の生息環境において維持し及び回復することをいう。また、飼育種又は栽培種については、存続可能な種の個体群を当該種が特有の性質を得た環境において維持し及び回復することをいう。	・生息域内保全では、生息地の保全（植物の保全）に寄与すべきであることから、栽培種という植物の記載についてもそのままとした。（生物多様性条約の引用）
(生息域外保全)	5 この条例において「生息域外保全」とは、主として生息域内における措置を補完するため、生物の多様性の構成要素を自然の生息地の外において保全することをいう。	8 この条例において「生息域外保全」とは、主として生息域内保全を補完するため、生物の多様性の構成要素を自然の生息地の外において保全することをいう。	・「動物の保護、増殖をすること」を記載するという動物園の活動の具体的な記載案もあったが、域内保全の定義においても一般的定義を使用したこと、それだけでは遺伝子保存などの取組が読みとれなくなることなどから、前回案を採用している。 ・他施設との連携は不可欠な要素だが、条文へ都度記載するのは避け、「国内外の動物園等関係機関との連携」の項目への記載にとどめる。解説には記載する。
(環境エンリッチメント)	7 この条例において「環境エンリッチメント」とは、飼育下における行動の選択肢を広げ、充実させることにより野生動物本来の自然な行動を発現させ、動物福祉の向上につなげる方策をいう。	9 この条例において「環境エンリッチメント」とは、野生動物本来の自然な行動を発現させ、動物福祉の向上につなげるために、飼育下における行動の選択肢を広げ、充実させる方策をいう。	
基本原則	動物園等の活動は、次に掲げる事項を基本原則として行われなければならない。 (1) 生物多様性の保全の取組にあたっては、野生動物の種の保存等が図られるとともに、多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて保存されなければならない。 (2) 飼育する動物の身体的、心理的及び社会的要求を科学的に理解し、動物福祉に配慮した飼育管理を行うとともに、生涯にわたる責任をもたなければならない。 (3) 飼育する動物や野生動物を取り巻く環境について、興味や理解が深まるような展示を行うとともに、効果的な教育普及活動を実施し、市民の生物多様性についての理解を深め、実践につながるよう努めなければならない。 (4) 施設、設備、及び施設の衛生状態を良好に維持し、施設利用者、動物、及びその他関係者が安全かつ快適に過ごせるように努めなければならない。	動物園等の活動は、次に掲げる事項を基本原則として行われなければならない。 (1) 生物多様性の保全は、野生動物の種の保存等が図られるとともに、多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて保全されることを旨として行われなければならない。 (2) 飼育する動物の身体的、心理的及び社会的要求を科学的に理解し、適切に観察、記録、評価及び分析を実施し、良好な動物福祉を確保した環境を整備するとともに、飼育する動物の生涯にわたる責任をもたなければならない。 (3) 野生動物の生態及び生息環境について、正しく理解し、興味や理解が深まるような動物の展示及び情報発信を行わなければならない。 (4) 教育普及活動は、地球上の生命がかけがえのない存在であることの気づきを与え、生物多様性についての理解を促進し、自ら行動を変えることが促されるよう効果的なものでなければならない。 (5) 施設、設備の適正な管理を行い、施設の衛生状態を良好に維持し、飼育する動物、施設利用者及びその他関係者が安全で安心して過ごせるようにしなければならない。	・(1)は動物園の活動（保護して増殖、野外調査、野生復帰、逸走事故など）が生態系を壊してはいけないということを意図する。わかりにくいという意見から、いくつかの修正意見もあったが、生物多様性基本法の文章を採用する。（生物多様性基本法からの引用） ・(2)の動物福祉に、科学的知見に基づくものであること、モニタリング（観察～分析）の実施を追記。生涯にわたる責任とは、終生飼育の責任だけを指すものではなく、繁殖計画や収集計画、貸出先にまで責任をもつことを意図する。生涯にわたる責任の意図は解説に記載する。 ・(3)は生息環境を想像させる展示（ランドスケープの要素）を行うことを意図。 ・(4)は教育活動を通じて生物多様性の保全への理解、実践を促すことを意図。 ◎(4)教育活動の原則では、具体的な手法の記載意見があった、このような具体的な記載があった方がよいかどうか。 「生物多様性に関する教育プログラムは、科学、コミュニケーション、及び参加に基づいて実施する」 ・(5)は安全の確保を義務表現とした。「快適」は削除し、施設の整備の条項に記載する。 ・連携（国際協力）については、一部の事業に係る内容であることから別条項として記載する。
市の責務	1 市は、動物園等の行う生物多様性の保全の取組を認識し、動物園等を通じた生物多様性保全の取組を促進するための必要な支援を行わなければならない。 2 市は、動物園等の行う生物多様性の保全の取組を総合的に推進する施策を実施しなければならない。 3 動物園等の設置者である市は、動物園等が適正に運用されるようにしなければならない。	1 市は、動物園等の行う生物多様性の保全の取組を認識し、動物園等を通じた生物多様性保全の取組を促進するための必要な支援を含む総合的な施策を実施しなければならない。 2 市が動物園等を設置する場合は、設置した動物園等が本条例の目的及び基本理念に従って適正に運営されるようにしなければならない。	・1は、市が動物園等を支援することを記載。 ・札幌市が円山動物園の動物福祉の取組を高水準に維持することに責任を持つこと、透明性を高めて適正な動物園の運営を実施することについては、3章円山動物園が実施することとして調整する。 ・義務規定とする。
市民の責務	市民は、動物園等の実施事業に積極的に参加し、動物園等の取組を通じた生物多様性保全の重要性を認識し、自らの日常生活における生物多様性保全のための取組の実践に努めるものとする。	市民は、動物園等の行う生物多様性の保全の取組に理解を深め、これを支援するとともに、自らの日常生活においても生物多様性の保全に貢献するよう努めるものとする。	・市民と事業者の表現を合わせる。動物園の生物多様性保全への理解と協力、活動の実践について努力義務として表現する。 ・活動の実践については、「貢献する」という表現を追記。

条例の項目	第3回 条例検討部会	第4回 条例検討部会 (下線：前回案から変更した部分)	検討ポイント (◎：特に審議が必要な点)
事業者の責務	事業者は、動物園等の生物多様性の保全の取組に理解を深めるとともに、動物園が実施する生物多様性の保全の取組に協力するよう努めるものとする。	1 事業者は、動物園等の行う生物多様性の保全の取組に理解を深め、これを支援するとともに、 <u>生物多様性の保全に配慮した事業活動を推進するよう努めるものとする。</u> 2 事業者が動物園等を設置する場合は、設置した動物園等が本条例の目的及び基本理念に従って適正に運営されるようにしなければならない。	・活動の実践について追記。 ・2に、事業者が動物園等を設置した場合について市の責務2項と同様に記載する。
第2章 動物園水族館	実施事業 動物園等は、次のことを実施する。 (1) 生物多様性の保全及び教育を目的とする動物の収集及び飼育 (2) 野生動物の保全に効果のある調査研究 (3) 動物の保全技術の確立 (4) 生息域内における保全活動 (5) 生物多様性の保全の重要性を伝えるための展示、情報発信、及び教育活動 (6) 動物を慈しむ心や他者との関係性について想像力を育む教育活動 (7) その他、前各号の事業に付帯すること	動物園等は、 <u>本条例の目的及び基本理念に従って、次のことを実施する。</u> (1) 生物多様性の保全及び教育を目的として動物の収集及び展示を行うこと (2) 野生動物の保全に効果を有する調査及び研究を行うこと (3) 動物の飼育及び繁殖技術を研究し、 <u>確立しかつ実践すること。</u> (4) <u>生息地の保全、普及啓発、資源の提供及び再導入等の生息域内保全に取り組むこと</u> (5) 生物多様性の保全の重要性について <u>理解を深めるための展示、情報発信、及び教育活動を行うこと</u> (6) <u>生きものや自然の不思議に気づく感性を養い、動物を慈しむ心や豊かな人間性を育む機会を提供すること</u> (7) その他、設置者が必要と考える追加的措置	・(1) 動物の収集については、保全や教育以外を目的とする収集は行わないことを明示するため、「生物多様性の保全及び教育を目的として」を記載する。 ・(3) (4) 研究内容や技術、域内保全の取組を具体的に記載。 ・(5) 生物多様性の保全を「伝える」ではなく、「理解を深める」に修正。 ・(6) に自然認識、情操教育、レクリエーションの要素をまとめて記載。 ◎連携や人材育成に関わる事業は、事業内容としては記載することが困難であるため、別の条項に記載する。
動物福祉の向上	(動物福祉への配慮) 1 動物園等は、動物の身体的、心理的及び社会的要求に適した環境を提供するため、動物福祉に関する規程を定め、適切に実施されているか評価し、必要に応じて改善を行う。 2 前号の規程には、次の項目を定めるものとする。 (1) 栄養管理に関する事項 (2) 飼育及び展示する施設及び環境に関する事項 (3) 動物の移送に関する事項 (4) 獣医療に関する事項 (5) 環境エンリッチメントに関する事項 (6) トレーニング（訓練）に関する事項 3 次のことを禁止する。 (1) 遺伝的多様性の保全に寄与しない繁殖 (2) 幼齢時に社会化が必要な動物について一定期間親子等を共に飼養せず、不必要に早期に親子を分離すること (3) 動物福祉を過度に低下する訓練 (4) 動物の生態を誤って伝えることになる動物の擬人化を行うこと	(動物福祉の向上) 1 動物園等は、飼育する動物の生活の質を確保するため、 <u>以下を整えた飼育管理を行う。</u> (1) <u>動物種ごとの身体的、心理的、社会的要件に適した飼育環境</u> (2) <u>予防から治療にわたる質の高い獣医療体制</u> 2 動物園等は、次の事項を含む動物福祉に関する規定を定めるものとする。 (1) 栄養管理に関する事項 (2) 飼育及び展示施設並びに飼育環境に関する事項 (3) 動物の移送に関する事項 (4) 健康管理に関する事項 (5) 環境エンリッチメントに関する事項 (6) トレーニング（訓練）に関する事項 3 動物園等においては、次のことを禁止する。 (1) 遺伝的多様性の保全に寄与しない繁殖 (2) 幼齢時に社会化が必要な動物について、一定期間親子等を共に飼養せずに不必要に早期に親子を分離すること (3) 動物福祉を過度に低下する訓練を行うこと (4) 動物の生態を損なう動物の擬人化を行うこと (5) <u>野生動物を家畜的に取扱うこと</u> (6) <u>動物福祉を過度に低下するふれあいを行うこと</u> 4 動物園等は、適切に規程を遵守しているかを評価し、必要に応じて改善のための措置をとるものとする。 5 動物園等は、最新の科学的知見及び専門的助言に基づいて、 <u>適宜、規程の見直しを行い、改正した規程は速やかに公表するものとする。</u>	・配慮⇒向上に変更 ・QOLを確保できる飼育管理、獣医管理を行うという記載が必要との意見があったので、種ごとに整えるべき飼育環境、獣医学ケアを施せる体制という基本的条件を記載。 ・4に福祉向上のためのモニタリングスキームの確立を記載する。 ◎3(1)に「遺伝的多様性の保全に寄与しない繁殖」は、将来的に種を保存するために現在は致し方なく近親交配も実施しているような種の繁殖を否定する意図はない(例えばトキ)が、表現として誤解が生じる可能性がある。また、日本ではチーターの近交係数の近さなど、最近問題を指摘されている種があるが、それらの繁殖を否定することになるともとれる。保全に寄与という表現が適切かどうか。 ◎3(5)にペット化(野生動物を家畜的に扱うこと)を追記する。 家畜のように人との接触を前提とした飼育ではなく、適度な距離(柵越しであること、物理的な距離があること)をとって野生動物を慣らさないように取り扱うことを意図しているが、案文の表現で誤解がないかどうか。 ◎3(6)に動物福祉を過度に低下するふれあいを追記するが、表現として適切かどうか。 ・適切に実施されているか評価すること、規定を見直すことを項立てて(4、5項)記載する。 ・安楽殺に関わる内容は、3章へ記載する。

条例の項目	第3回 条例検討部会	第4回 条例検討部会 (<u>下線</u> ：前回案から変更した部分)	検討ポイント (◎：特に審議が必要な点)
危機管理体制の整備	<p>1 動物園等は、施設利用者及びその他関係者の安全に配慮し、日頃から事故等の発生の防止に努めるとともに、災害、動物の逸走及び感染症等の事故防止に関わる計画及び危機管理体制を整備する。</p> <p>2 動物園等は、事故等の緊急事態の発生に備え事故対策に関わる計画を整備し、これに基づく訓練、計画の検証、及び計画の見直しを定期的実施する。</p>	<p>1 動物園等は、<u>飼育する動物、施設利用者及びその他関係者の安全に配慮し、日頃から事故等の発生の防止に努めるとともに、災害、動物の逸走等の事故及び感染症の防止に関わる計画を作成し、その実施体制を整備する。</u></p> <p>2 動物園等は、事故等の緊急事態の発生に備え事故対策に関わる計画を作成し、定期的な訓練を行い、計画の検証、及び計画の見直しを実施する。</p> <p>3 動物園等は、市民生活に影響を及ぼす可能性のある事故等が発生した場合には、事故対策に関わる計画に基づいて、直ちに関係機関に通報を行うとともに、近隣住民などにも迅速かつ適切な情報提供を行うものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・飼育する動物の安全確保を追記。 ・1は事故防止に関する計画と体制の整備、2は事故発生時の対策マニュアルの整備と訓練の実施と分けて記載。 ・3に重大な事故の際の通報、近隣住民への注意喚起を追加。
施設の整備及び管理	<p>動物園等は、生物多様性の保全に資する施設の整備を図るとともに、施設利用者、動物及びその他関係者が安全かつ快適に過ごせるように施設、設備、及び施設の衛生状態を適正に維持管理する。</p>	<p>動物園等は、生物多様性の保全及び動物福祉の向上に資する施設の整備を図るとともに、施設利用者、動物及びその他関係者が安全かつ快適に過ごせるように、施設、設備及び施設の衛生状態を適正に維持管理する。</p>	
国内外の動物園等関係機関との連携	<p>動物園等は、自然と人が共生する持続可能な社会の実現に向け効果的に事業を展開するために、国内外の政府、自治体、大学等研究機関、及び動物園等関係機関との連携を図られるよう努めるものとする。</p>	<p>動物園等は、本条例の目的及び基本原則に従って、自然と人が共生する持続可能な社会の実現に向け効果的に事業を展開するために、国内外の政府、地方公共団体、大学等研究機関、動物園等及び動物園等の活動と関連する国際機関又は団体等との連携及び協力を図るものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・非政府組織（NGO）との連携も含めた表現とする。
情報の共有	<p>1 動物園等は、動物園の活動に関わる情報が広く市民、事業者周知されるよう情報の発信に努めるものとする。</p> <p>2 動物園等は、第2章に掲げる活動を記録し、これを保存するとともに、公衆に対し毎年度これを公表するものとする。</p>	<p>1 動物園等は、動物園等の活動に関わる情報が広く<u>速やかに</u>市民、事業者周知されるよう情報の発信に努めるものとする。</p> <p>2 動物園等は、第2章に掲げる活動を記録し、これを保存するとともに、毎年度市民が知ることができるよう適切な方法で公表するものとする。</p> <p>3 動物園等は、動物園等の活動に関する市民、施設利用者及び事業者の意見等を収集するよう努めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市民、事業者との協働の視点から、3項目に市民からの意見の収集を追記する。
人材の確保及び人材の育成	<p>1 動物園等は、動物園学、生態学、栄養学、獣医学、保全遺伝学等の専門性の高い人材の確保に努めるものとする。</p> <p>2 動物園等は、前項の専門性に対する資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。</p>	<p>1 動物園等は、動物園学、生態学、生理学、栄養学、<u>行動学、動物福祉学、獣医学、保全遺伝学及び保全医学等専門的知識を有する</u>人材の確保に努めるものとする。</p> <p>2 動物園等は、前項の専門性に対する資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「精神的な健康を伴うことが重要なため、行動学や福祉学」「ワンヘルスや生物多様性の保全を意識した活動を行うため、保全医学」などの趣旨は重要なので、1項目に追記、趣旨は解説に記載する。

条例の項目		第3回 条例検討部会	第4回 条例検討部会 (<u>下線</u> ：前回案から変更した部分)	検討ポイント (◎：特に審議が必要な点)
第3章 円山動物園	運営方針及び実施計画の策定		<p>1 市長は、本条例の基本理念にのっとり、総合的かつ計画的な円山動物園の運営を図るため、運営方針を策定しなければならない。</p> <p>2 前項の運営方針は、適切な計画期間を設定するものとし、その時々野生動物及び地球環境の実情、社会情勢の変化等を踏まえ、これらに適合するよう考慮されなければならない。</p> <p>3 運営方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。 (1) 当該計画期間における運営理念 (2) 重点取組項目及び推進方策 (3) 今後飼育展示する動物種に関する方針 (4) その他市長が必要と認めた項目</p> <p>4 運営方針は、社会情勢等の変化に伴い、計画内容及び計画期間を見直す必要が生じたときは、計画期間内にあっても、変更することができる。</p> <p>5 市長は、運営方針に沿った運営を実現するため、中期的かつ具体的な計画（以下「実施計画」という。）を定めなければならない。</p> <p>6 前項の実施計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。 (1) 重点取組項目に対応する実施事業の概要と取組指標 (2) 動物飼育・繁殖に関する年次計画 (3) 施設整備に関する年次計画 (4) その他市長が必要と認めた項目</p>	
	実施事業		(削除)	・2章で記載の実施事業の具体的内容は、前条の運営方針内で定めることとしたため、実施事業の項目は削除する。
	動物福祉の向上		<p>1 市長は、動物の飼育管理における動物福祉の向上の取組について審議し、改善を図るための機関を設置する。</p> <p>2 前項の機関の運営に関する事項については、市長が別に定める。</p> <p>3 第1項の機関は、第○条第○号の項目（事項）及び次の項目（事項）を含む動物福祉に関する規定を定める。 (1) 動物福祉の評価に関する事項 (2) 安楽殺に関する事項 (3) 動物福祉の調査研究に関する事項</p> <p>4 動物福祉の向上に関する意識高揚や動物福祉の取組を推進することを目的に、毎年7月25日を「動物福祉の日」に定める。</p> <p>5 飼育動物並びに施設利用者、職員及びその他関係者などの人の安全管理の意識高揚や安全対策の強化を図ることを目的に、毎月28日を「安全点検強化の日」に定める。</p>	<p>・委員会（福祉規程策定・評価・見直し）の設置と動物福祉規程を定めることを規定する。</p> <p>・安楽殺の規定を円山動物園の章に盛り込む（第3回部会意見）。</p> <p>・動物福祉の評価に関する事項には評価委員会を設置して運用することを想定する。</p> <p>・動物福祉の日の制定を盛り込む。 ◎安全点検強化の日の制定を盛り込む。「動物福祉の向上」の項目に規定するかどうか。</p>

条例の項目	第3回 条例検討部会	第4回 条例検討部会 (<u>下線</u> ：前回案から変更した部分)	検討ポイント (◎：特に審議が必要な点)
職員		<p>1 職員は、飼育する動物の良好な動物福祉を確保できるよう常に飼育環境の維持向上に努めなければならない。</p> <p>2 職員は、施設利用者の安全を守り、安心して観覧できるよう動物の適正な飼育管理及び施設の安全管理に努め、事故防止及び対策の訓練を実施するものとする。</p> <p>3 職員は、動物福祉の向上及び生物多様性の保全を図ることができるよう必要な知識及び技術の習得に努めるものとする。</p> <p>4 市長は、前3項を確実に実施するため、第○条第○項（第2章の人材の確保及び人材の育成の1項目）に示す職員が配置されるよう考慮しなければならない。</p> <p>5 市長は、最新の知見の収集や技術習得を目的とした研修の機会を設けるものとする。</p>	<p>・他の条例を参考に職員がやるべきことを記載する。</p> <p><参考>職員について規定する条例の例 ①札幌市自治基本条例第14条（職員は、全体の奉仕者として、公正かつ能率的に職務を遂行しなければならない。この場合において、職員は、市民の視点に立って職務を遂行するとともに、市民自治によるまちづくりを推進するために必要な能力の向上に努めるものとする。） ②札幌市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例第4条（幼保連携型認定こども園の職員は、常に自己研さんに励み、法に定める幼保連携型認定こども園の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。）</p>
市民動物園会議		<p>1 円山動物園の運営に関し、本条例及び運営方針に基づいて実施されているかを審議するため、市民動物園会議を置く。</p> <p>2 市民動物園会議は、委員10人以内をもって組織する。</p> <p>3 委員は、学識経験者、公募した市民その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>5 委員は、再任されることができる。</p> <p>6 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、第2項の委員のほか、市民動物園会議に臨時委員を置くことができる。</p> <p>7 市民動物園会議に、必要に応じ、部会を置くことができる。</p> <p>8 前各項に定めるもののほか、市民動物園会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。</p>	<p>・附属機関条例から動物園条例に設置根拠を移す。</p>